

長崎市農業委員会 令和5年8月総会 議事録

- 1 日 時 令和5年8月28日(月) 13:30 開会
15:15 閉会
- 2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(19名)
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和
尾崎 正孝 上川 満治 柴原 恵 永岡亜也子 野中 麻美
平尾 政博 増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森保 欣也
森山 安男 柳川 八百秀 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(0名)
- 6 出席推進委員(21名)
浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正 熊本 昭憲
田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人
野口 洋太郎 野本 英世 濱口 敏夫 濱口 雅洋 松浦 行信
松本 貞幸 松本 守 村田美津枝 森内 悟己 山口 憲昭
山下 和孝
- 7 欠席推進委員(3名)
今村 秀喜 本田 雅博 三浦 信男
- 8 出席職員
【農林振興課】 相川課長、宮本企画農政係長、水頭主事
【農委事務局】 向井事務局長、前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池専門官
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年8月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、8月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、在任委員全員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。また、本日は、第1号議案の説明のために農林振興課の職員が出席されておりますので、御紹介します。相川農林振興課長です。宮本企画農政係長です。水頭技師です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。植田委員と尾崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○植田委員・尾崎委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございます。まず初めに、第1号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見の聴取について」、農林振興課から議案の説明をお願いいたします。

○農林振興課長 お手元の資料にありますけれども、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見の聴取についてということで、今回、農業委員会の意見を伺うものでございます。年に1回、認定農業者の経営所得目標とか、そういったものについて改正を行っておりますけれども、今回は、昨年から進めております地域計画、こういったものも国の方から法改正に伴って位置付けをして欲しいということで、今回、農業委員会の意見を求めるものでございます。この構想ですけれども、基本的には、長崎市内の認定農業者、認定新規就農者の経営目標とかその実現に向けた営農類型、農地集積の目標、また、農地中間管理事業の担い手や農地の利活用を中心とした取り組みなどの位置付けをしておりまして、長崎市においては、これに基づいて実務を進めているところでございます。こういったところから、今回は法改正に伴う内容について、具体的に御説明をいたしまして、意見を求めたいと思います。この後につきましては、担当から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○農林振興課技師 私の方から内容について御説明させていただきます。お配りしております A3 の資料を御覧ください。こちらの資料で説明をしていきたいと思っております。まず、概要と変更を行う理由につきましては、課長からも言いましたとおり、元々、この農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、市町村が、市の農業を将来にわたり持続的に発展させていくために定めるものということで策定しているものですが、今回、国の法改正により変更を行うということになります。それで、変更にあたっては、農業委員会と農業協同組合あてに意見を徴収するものと、法律において定められておりますので、それを含めて御紹介したいと思っております。3の基本構想の内容と改正点についてということで、大きく左に改正前、右に改正後ということで、表を分けております。改正前の内容は、簡単に説明していきますけれども、まず、第1から第5まであるんですけれども、第1に長崎市の概況とか、農業振興の基本的な方向のほか、認定農業者とか認定新規就農者の年間労働時間とか、所得目標について記載をしております。第2に認定農業者、主に農業所得400万以上となる農業経営のモデルケース、俗に営農類型というものです、これを記載しております。次に第2の2において、こちらは認定新規就農者の方ですね、こちらのモデルケースということで、同じように営農類型を記載しております。続きまして、第3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項ということで、そういった認定農業者とか、認定新規就農者といった担い手に農地集積をする目標と取組方針を定めております。続きまして、第4は、農業経営基盤強化促進事業に関する事項ということで、利用権設定等促進事業、これは大体毎月か、各月になっているのかわかりませんが、農地の相対での貸し借りとか、中間管理事業を使った貸し借りとか、農地利用集積計画に関する議案が出ていると思うんですけれども、それについての記載と、農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進、農業経営の改善を図るための農業従事者の要請、新規の就農者の育成・確保に関する事項について記載しております。第5に、農地中間管理事業に関する事項ということで、長崎市が、農地中間管理事業につきましては、県のほうから委託を受けており、三和にあります、長崎市地産地消振興公社に業務を一部委託しておりますので、その業務内容を記載しております。改正前にこういった第1から第5までの事項を定めていたんですけれども、今回の法改正において、右側の改正後の方を御覧ください。赤書きで改正点について簡単にまとめております。右側の改正後の第1から簡単に説明していきますけれども、まず、最初に、基本の農業経営基盤の強化の促進に関する目標としまして、こちらが、最後の令和3年度の更新から少し過ぎたことによって、事業名称や新規就農者数の実績が最新のものに変わっておりますので、それを修正しております。続きまして、第2と第2の2、営農類型についてですけれども、こちらに関しては、変更はございません。続きまして、第3、こちらは新しく項目が立ち上がっているんですけれども、農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということで、法改正によって地域計画の中でも、色々な農業の今までの担い手だけではなく、雇用だったり、定年帰農だったり、兼業の方だったり、農業生産に関わる多様な人材の確保や育成が必要となっているということで、国の方からもそういった指導がありまして、農業を担う

者の確保及び育成に関する事項ということで、そういったものを記載しております。次に、第4ですね、こちら、農地の担い手への利用の集積に関する事項なんですけれども、こちらは、第3の改正の前に、地域計画の策定を通じた農地集積化についての文言を、追記しております。続きまして、第5、ここが改正が多いんですけれども、まず一つ目、利用権設定等促進事業を削除と書いております。今まで、この農業経営基盤強化促進法に基づいた相対での貸し借りをやっていたと思うんですけれども、法改正によりまして、その基盤強化法に基づいた農地の貸し借りというのは、農地中間管理機構を通じたものでないといけないという改正を受けております。そのため基本構想の中から削除しております。しかしながら、あと、貸し借りは地域計画に基づいたものということになっているんですけれども、この事項は、地域計画が策定されるまでは、経過措置として法に定められており、今まで通りの相対での貸し借りもできるということで記載されておりますけれども、今回、基本構想の中から削除するといったものになります。続きまして、第5に利用権設定等促進事業の代わりに地域計画の協議の場の設置方法とか、区域の基準などの事項を記載しております。そして、農業協同組合が行う、農作業の委託のあっせんの促進にも、地域計画の実現に向けた農作業受委託の推進というのを追記しております。最後に、改正前の農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成とかそういった事項が、この内容が、改正前の第4の育成の内容が、第3に移っているということで、この中から削除を行うというものです。最後、第6ですね、農地中間管理事業に関する事項ということで、農地の貸し借りにおいて、中間管理事業においては今まで公募という形を取っていたんですけれども、法改正により公募というものがなくなりましたので、その文言を削除しております。詳しい中身については、A4の案を見ていただくんですけれども、全部説明すると時間が足りませんので、簡単にかいつまんで紹介いたします。中身は赤字で書いてある所が、今回変更があっている所になります。まず、見ていただきたいのが、資料の8ページ、こちらが新しく項目立てがされた、農業を担う者の確保及び育成に関する事項と言いまして、その中で農業を担う者の確保及び育成の考え方としまして、そういったものの方針ですね、農業を担う幅広い人材の育成と確保についての目標とその下、2番、市が主体的に行う取組、色々な担い手を育成するにあたって、農業技術などの研修などのフォローアップを行うといったこと、3番に、それに対する関係機関との連携や役割分担の考え方、次の9ページに、就農希望者とのマッチングの考え方について書いております。続きまして、10ページ、9ページからの続きにはなるんですけれども、こちら農地の利用集積に関する考え方で、(3)農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関との連携等ということで、こちらにも赤字の所、地域計画の策定を通じて、農用地の集約を進めるといったことを追記しております。その下の第5、下に進んで、①地域計画の策定へ向けた事項ということで、赤字を書いておりまして、11ページの1番に赤字で書いてある所ですね、第18条、第19条と書いてありますけれども、これは元々の法律のことなんですけれども、ここに地域計画の策定にあたっての協議の場の設置や、区域の考え方、それと今後の進捗管理についての文言を記載しております。

続きまして15ページ、(3)、これも前からの続きで、これも農業協同組合が行う農作業

委託のあっせんに関する事項なんですけれども、ここにも地域計画の実現に向けた取組ということで、農作業受委託の推進とか活用とか周知を行うといったことを追記しております。次に16ページですね、公募の削除と書いてありますが、削除してあって、もう見えないんですけれども、ここに農地中間事業の業務内容について、(1)から(14)まで並んで書いてあるんですけれども、この中から公募が消えたという変更があったということになります。詳しくは後ほど目を通していただければ幸いですけれども、A3の資料に戻ってください。基本構想は大体5年に1回の変更で、この前、令和3年に変更を行ったばかりなんですけれども、今回、法改正によって特に地域計画に関わる事項の所を変更ということで、主に改正後の部分を記載しております。下の方に4で変更までのスケジュールということで書いておりますけれども、内容につきましては、県と、ある程度事前協議をしております。その後、今、農業委員会と農業協同組合に意見の聴取の依頼を送っております。その聴取した意見を基に、また修正のうえ県と協議をしまして、県から同意をいただいたら、今度は公告ということで、9月中に公告を行って変更を行いたいと考えております。この基本構想を改正しないと、地域計画が作れないという性質になっております。説明は以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から第1号議案についての説明がありました。この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

○熊本推進委員 実際に進めるうえで一番大事なことは何かということ考えたんですけれども、農業委員会、農協、地域計画についての定期的な会議が必要でありますし、その組織的な位置づけ、必ず開催すると、年に何回とか、意見の交換をやりながら、また、農協については、エリアごとに農業委員さんもいますけれども、一緒になって、エリアごとにやらないと、今、統廃合で支店がなくなってしまっていますので、それらを密に行うには、建設的な会議の設定といったものを、農協も農業委員会も県も市も一緒になって決まった時期にきちっと行うんだということをまず決めていただかないと、そういった会議の設定がないと何も進まないのではないかと思いますので、是非、そういう関係機関全部が揃った組織的なものを作っていただきたいと思います。

○農林振興課長 大変いい意見をいただいてありがとうございます。今回、農業委員会でのこの構想についてお話をさせていただいたんですけれども、その前にも農業委員会には、地域計画の今年度のスケジュールということで、大まかにはお知らせをしたところでございます。そういった地区別で皆様との調整も今やっております。ある程度整った状況になっておりまして、今後、意向調査、それと、現地調査、それをまとめる、それと、地区別懇談会、そのスケジュール感を今、調整をかけているところでございまして、今回は、構成については御了解いただきたいんですけれども、次回、皆様方にスケジュールをお見せしたいのが一つと、あともう、9月に入りますので、できれば個別にも委員さんたちにあたって御了解いただいて、進めるべきところは進めていきたいと考えています。それと、

関係機関の話になるんですけども、JA と県については、別途調整を今進めておりまして、ここについては、ある程度現地調査に向けた、体制も整えつつありますので、今後、農業委員さんとの間に入った中での協議も予定しております。こういったところについても、明確に決まり次第お伝えしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○熊本推進委員 今までもそうなんですけれども、長崎市と農業委員会と両名とも煮詰まった協力といったものをあまり感じないんですよ。具体的に詰めていく中で、エリアごとに、地区に落としていった場合に、地区ごとに環境が全く違いますから農業環境が、そういった中で各エリアごとに、農協で言えば旧支店、旧町単位で市と詰めていかないと、今、高齢者が多くて、遊休農地も増えていっている状況ですから、そういったのをどのようにして減らしながら、地域の農業環境といいますか、その参加者も増えていかなければならないと。特に認定農業者というのが、基準が、今 400 万以上という状況があります。長崎市の中で、非常に厳しい条件だと私は思っていて、今まで言ってきましたが、国の設定となって農業所得もいくらか設定しなければいけないというのはわかりますけれども、それだけじゃないようなことも書いてありますけれども、もっと農業振興が各地域の中で活性化するような取組というのは、やはり会議、各地区ごとの会議の具体的な定期的な会議の開催というもの、そういったものでないと進んでいかないのではないかと思っておりますので、私も十分まだ今の状況ではわかりませんが、自分ではやっていることもありますけれども、今までやってきたことは、ちょっと農業委員さんと同じような役割をやってきたなという実感もありますから、よろしく願いします。

○農林振興課長 おっしゃる通りでして、私も大まかな話しかしませんでした。それで、昨年から関わった話で言うと、地域計画について、市内 4 地区について、モデル的に策定をして、皆様方とはアクセスしてある程度積み上げをやってきた経過がございます。ただ、新しい委員の方については、中々スケジュール感とか、やり方とか、その辺が情報として大きく流してない部分がありますので、そこについては、別途、皆さんにお諮りできるように、後手で申し訳ないんですけども、情報は流していきたいと思っております。それと、認定農業者の経営目標については、一昨年、変更をかけたところなんですけれども、これについては、認定農業者全ての経営改善計画の目標達成を全てデータとして確認をさせていただいて、今までであれば、概ね 400 万円、概ねというところだと 320 万円が下限になるんですけども、400 万円以上ということで明記をさせていただいたのは、ある程度 400 万円以上は、目標達成ができるだろうという予想のもとで御説明させていただいて、構想の変更をかけておりますので、他都市においてはもっと 600 万、800 万、1000 万ということで、大きな目標を立てておりますので、そういったところから言うと、長崎市においても大きな目標を立てて、それに向かってしっかり実現に向けていくような取組を示す上でも、今回のこの構想については、位置付けをさせてもらった経過がございますので、この他についても位置付けはしておりますけれども、長崎市の農業振興のために位置付けに向けた取組

を今後とも進めて行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 よくわからないのですが、地域計画と、今までの人・農地プランとの関係とか、先ほどの問題になっている、関係機関との連携とか、赤でいっぱい書いてあるんですけど、よく見えないところがあるんですね。今、何をすべきか、ということを含め、委員会の務め、あるいは市の務め、農協の務め。農協の総代会の時もよくこういう問題等について、質問をするんですけど、中々答えが見出せないし、農協自体も家庭訪問とか座談会とか、膝を突き合わせてやりましょうというような問題について、全然動きが見られないということを感じまして、この辺の先ほどとの関連があるんですけども、農業者にわかりやすい様なものは何かないのかなと思って。ダイジェスト版かなんかで、こんなに字ばかり書かれてもわからないので、絵を入れたりして、簡単なものできないのかなと思ってます。よろしく願いします。

○農林振興課長 難しい説明で、大変申し訳ありません。だいぶかみ砕いてと思って持って来たんですけども、中々難しかったと思います。簡単に言うと、農地の貸し借り、利用権の設定、そういったところについては、先ほど担当の方からありましたけれども、今回からなくすということで、地域計画というのを今作っていますよね。目標地図というのがあって、農地の集約をどこにするかというのが、地図上に出てくるわけです。今後、策定した後。そこと連動した形で、利用権設定もある程度しないといけないということが、この位置付けになっているということで、今までは、地域計画という図面がなくて、相対と貸し借りとかその場の状況でやっていたんですけども、今後は、地域計画という図面上で、地域で定めた目標の中で、それと整合を取るように設定をしましょうというのが大きな目標になっています。それとJAの話なんですけれども、JAにおいても、小規模基盤整備、そういったところを一所懸命やってらっしゃいます。琴海のイチゴについては、中々農地が足りないということで、農地の確保が急務ということでやっておりますけれども、先ほど言った利用権設定だけではなくて、小規模基盤整備、大きく言えば大規模基盤整備の候補地、種地になるような所を地域計画の中で位置付けられれば、それを実現に向けて事業化をしていくというような、計画性を持ったような整理になってきますので、今、JAの中でも地域計画についてお話する中では、今後農業振興につながるということで、設定を持ってやっていくということで、話し合いを進めておりますし、今後皆さんと作業をする中でも、JAも積極的に入っていくということで、お聞きをしております。以上です。

○岩本委員 認定農業者で、400万円以上がモデルケースとなっているということで、その400万円というのは、3人・4人位でしていたって達成できないんですね、実際。それだったら、営農指導とか何とか手助けして欲しいと思うんです。どんなですかね。

○農林振興課長 おっしゃる通り、100%が400万円以上というのはありえなくて、今までの実績で言うと、5年後に400万円をある程度超えるというのが、今の市の目標が50%です。半分超えればいいという話での設定になっています。ただ、目標を大きく掲げないと、中々そこに向かうということがないので、低減すれば中々、農業所得も販売額もあがらないということで、そこはやはり、下限ということで考えていますので、あくまで目標という言葉を使った言い方は正しいかどうかわかりませんが、今の実態とすれば、全ての認定農業者の中で、経営目標の達成がなっているという部分については、半分の目標が達成できればなということで考えております。以上です。

○岩本委員 色々、気象状況や災害などがあって、ずっと上がっていかない状態なんですよ。それで、相談に行って、指導とか何とかないのかなと思ってですね。あればよろしくをお願いします。相談に行きますから。

○議長 ちょっと一点いいですか。今のと関連してですがけれども、地域計画について、農業委員会と、JAが歩調を合わせて進めていかないと、先ほど言われた小規模・大規模基盤整備についても、優良農地の確保についても、中々どういった方向でやっていけばいいのか、協力体制がないと進まないと思うんですよ。そういうことで、JAが、地域計画についてどこまで理解しているのか、その辺ですよ。だから、段階的に常勤の人、まあ、委員さんたちも役員になっている方がいらっしゃるんですよ、ここにおられる役員さん達は理解されていると思うんですけども、あと理事の方、各支店の支店長さん方、その辺りまで加えた協議になると思うんですよ。部会長さんとかね。やはりその辺りまでの段階的な理解度というのがやはり、先ほど城戸推進委員からも意見が出たように、皆さん色々な会議の時に寄ってもらうにしても、その辺りの理解によってどれだけの皆さんが寄ってくださるかということに、大きな影響をしてくるんじゃないかと思うんですけども、その辺り、農林振興課として、農協さんとの色々な協議の中で、どれくらい理解しておられるのか、理解度をお尋ねしたいなと思うんですけどもね。

○農林振興課長 今、おっしゃっている件なんですけれども、地域計画には昨年からJAと話をしております。JAのどこの部分かというのと、営農部と話をしております。実際皆さんと地区別で、図面を突き合わせてお話をする時には、やはり、支店の営農指導員が入ってくる話なので、営農部が中心かなということで入っています。ただ、今、平尾会長がおっしゃったとおり、例えば琴海に入った時に支店長まで入るとか、農協の横の連携の中で、必要な人間が入らなければいけない話になれば、そこは事前に調整をして、事前にお話しをして、しっかり周知をして、その話し合いの輪の中には入っていこうと思っていますけれども、地区ごとに農協のどのレベルまで入るのかというのが、私の経験上は、色々違っておりますので、今は営農部を中心にお話をしている状況でございます。今後については、今、会長からお話があったとおりでございますので、営農部ともう一度話を、農協の

関係部の方と調整ができるのか、ただ、理事さんとか、まあ、常勤には、話はいつていると思うんですけども、役員さんクラスのごくまで話が行くのかというのは、私も今のところお答えができないので、そこは、また別途併せてお話をさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長 実際に地域計画を作成する段階で、やはり部会の皆さんあたりが一番メインになってくると思うんですよ。その人達がやはり、いかにこう規模拡大、活性化して、こちら辺は僕たちがとりましよう、ただ漠然として中心経営体はここは全部担いますよというだけで、それでいいものかという部分もありますので、やはり部会の部会長さんなどもちゃんと理解していただいて、各地域とも農協の支店長さんなどが理解されて、農協の部会でも、地域の中でもお話をされて、地域計画を進めていただければなというふうに私は思っているわけです。

○農林振興課長 会長がおっしゃられるとおり、よりよい整理をしてきたいと思っておりますので、そこは、調整をしていきたいというふうに思います。

○熊本推進委員 課長はよく御存じなんですけれども、課長が今話されたような営農部と話をするとかではなくて、私は一番大事なものは、農業委員会の会長と会長職務代理者と、農協の組合長、常勤などと一度擦り合わせをされてから、営農部も下部には入るでしょうけれども、その中で各支店にきちんと降りていくような、次の段階で運営委員さんとか入るような形での各地区ごとの協議会が行われて、実行組合に降りていくというような具体的な流れをきちっと作るような会議をしないと、やはり農協の営農指導員と話をしたって、失礼ながらあまりこう、各地区には降りていきにくいんですよ。この前も、農業地区別説明会でも外海の方から、小規模の農家に対する対応ということで、農協にも要望がありました。それで、実行組合長さんも高齢化して、数が減ってきているんですね。だから、地域に対してどのように掘り起こしてやっていくかということが、一番大事なことで、下からきちんと動けるような形が始まるような会議の設定を、定期的に長崎市、農業委員会、それから農協、こういうものを作って始めないとだめだと私は思います。チェックもできないし、本当に建設的に進めることができるということが確認できないと思います。そういったことを、是非、ともかく上の方でまず一回やってもらって、それから下の方に降りていくように徹底して、ちゃんとパイプが流れるようお願いしたいと思っております。

○農林振興課長 大きな確認については、委員会の意向とか、JAの意向とか、我々の意向とかありますので、そこは確認をしながら整理させてもらいたいと思っておりますけれども、何分にもこの部分については、2か年で26集落全てを作らないといけないという話があって、フレキシブルに動かないといけないということがあるんですよ。となれば、現場主導でやっていく必要もあるということで、そういうことも考えて、熊本推進委員もよく御存知だと思っておりますけれども、営農指導員の力も非常に大きい話もありますので、現場に即し

た御意見を十分いただきながら、進んでいるというところがありますので、そこは御理解していただきたいと思いますので、その2段階で、現場は現場、大きな確認は確認をしながら、という方向で検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○熊本推進委員 まず、トップの方の会議だけは、先にやってください。そうしないと、下は動かないですよ。上から流していかないとだめですよ。

○議長 今の熊本推進委員さんからの御意見ですけれども、今、私達で、JAの常勤の皆さんと、管内の農業委員会の会長と事務局の会議を年に2回から3回行うようにしております。近々、その会議を開くようにしておりますので、田中専務あたりをお願いして、その会議の中で地域計画というのを議題に取り上げながら、会議を進めていこうではありませんかということをお願いして、今言われたような意見の中で、皆さんと一緒に協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上川委員 私どもが人・農地プランの時代から、地域において計画を立てながら、地域ごとの推進の進め方を一通りしてきたわけですけれども、茂木地区でもそういった格好の協力体制を取っておりました。先ほどから内容が出ておりますけれども、皆さん、各組織ごとに話はするけれども、この場所のような恰好で、取りまとめを報告をいただくような会議が今までできてなかったような感じ、全体の報告。色々な枝葉の意見の出方は把握していても、全体がどうなって今動いていっているんだという恰好の在り方がまだ見えなかったという部分で、全体が見えれば、小さなものが各地域から出てくると思うんですよ。いい案がですね。それらをまた新しく検証をしながら、先ほど熊本推進委員や会長がおっしゃっていたような各リーダーがそこにまとまって話を持っていくというような、スクランブル的な協議会というような恰好の合わせ方をすれば、ランダムに動いていくかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○農林振興課長 上川委員がおっしゃったことは、非常に大事なことでございまして、進行管理ですね、その地区はどこまで進んでいるのか、どういった意見が出ているのか、全体的な共有というのが、中々、前回まで、昨年まではモデル的にやっていた部分がありますけれども、今年からは全体的に進む話になりますので、そこは、進行管理については、節目節目に御報告や御意見をいただく、そういった場を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、異議なし

とすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。それでは、農林振興課の職員の皆さんはここで退席されます。お疲れさまでした。

－ 農林振興課職員退席 －

○農政管理係長 議長すみません。今の第1号議案の確認です。異議なしということで話があったんですが、意見が出た分ということで整理をしたんですけども、一つが、関係機関との連携ということで、しっかりと動きが見えるような連携をとというのが意見で、何人かの委員の方が言われたのもそこだったのかなということが一つ、あと、岩本委員が言われたのが、所得400万円を目指すためのフォローアップというか営農指導等の体制をしっかりと、という意見があったと思うんですけども、その辺りは付して意見を出すか、異議なしで意見を出していいものかをもう一度確認させてください。

○議長 どうでしょうかね。ただ今出ました意見も付帯意見としてつけていただいて、議案の原案自体に対しては異議なしということで、提出するというところでよろしいでしょうか。

○委員全員 意義なし

○議長 意見は意見として、こういう意見がありましたということで、提出するというところで、これ、まとめておいてください。今度JAと協議をする時にも、この意見は出していないといけないんじゃないかと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは引き続き、議案の審議を行います。第2号議案「長崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し」について、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案について説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行され、農業委員会の取り組むべき業務として、農地等の利用の最適化の推進が、明確に位置付けられたことに伴い、同法第7条の規定に基づき、平成29年7月28日に最初に定めたものになります。この指針は、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に検証・見直しを行うこととしており、今年度がその検証・見直しを行う時期にあたること、

それから令和4年2月に農林水産省経営局長及び同省経営局農地政策課長より通知のあった「農業委員会による最適化活動の推進等について」、今後「ガイドライン」と呼ばせていただきますが、に基づき設定する農業委員会の活動及び成果目標と整合性を図る必要があるため、見直し案について御審議をいただくものです。

議案書の2ページを御覧ください。指針の見直し案でございます。本来見直しを行う際には、現状と課題や活動状況・成果など、これまでの状況を検証したうえで見直すべきものですが、今回は、先ほど説明しましたように、昨年2月にガイドラインが示され、当該ガイドラインに基づく活動を昨年4月から始めて、まだ1年しか経過しておりません。そういったことから、今回は、このガイドラインと整合性を図るために、目標等を見直して、その検証については次回の改選期に適切に内容を見直していきたいと考えております。

実際に、内容ですけれども、まず前段については、基本的な考え方になりますので、後ほど御参照いただければと思います。3ページの第2、具体的な目標と推進方法の1、遊休農地の発生防止・解消について、の(1)です。遊休農地の解消目標及び目標設定の考え方は、①ガイドラインに基づき、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地から、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用の見込みがないものを除外した面積を、令和8年度までの5年間で解消することとしております。②活動年度の前年度の利用状況調査により新たに発生した遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消するというようにしております。(2)遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法ですが、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、農業委員と推進委員による農地法に基づく利用状況調査及び利用意向調査の実施の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施いたします。それから、利用状況調査により、農地利用の実態調査を行い、農地として利用できる遊休農地については、地域の担い手への農地集積を進め、優良農地として活用維持保全を図る。②農地中間管理機構との連携について、農家や農地所有者等の意向を踏まえた目標地図の作成や見直しに協力するとともに、地域計画に基づいて中間管理事業を活用した利用調整に取り組む。4ページをお開きください。遊休農地の所有者に対する意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構と情報共有を図る。③非農地判断について、山林の様相を呈した再生困難な農地については、現況に応じて速やかに非農地判断・通知を行い、守るべき農地を明確化します。(3)遊休農地発生防止・解消の評価方法につきましては、ガイドラインに基づく最適化活動の目標の設定等のとおりといたします。

2番、担い手への農地利用の集積・集約化について、(1)担い手への農地利用集積目標及び目標設定の考え方ですが、ガイドラインに基づき、長崎県が定める長崎県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で掲げる令和12年における集積率82%を本指針の目標としております。(2)担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法、①「地域計画」の推進について、今後長崎市が策定する「地域計画」を推進するため、地域の中心となる担い手の掘り起こしなどを行うとともに、地域での話し合いを通じ、農地利用の集積・集約化のための調整活動に積極的に関与します。②農地中間管理機構等との連携について、

農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手の意向を踏まえて、積極的に農地中間管理機構への貸し付けを進め、農地の利用集積を行います。③担い手への集積活動の推進について、担い手に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の設定を促します。農地中間管理事業や認定農業者制度について、農委だより等で周知します。(3) 評価方法については、先ほどと同様ガイドラインに基づく最適化活動の目標の設定等のとおりといたします。

5 ページです。3、新規参入の促進について(1) 目標及び目標設定の考え方ですが、ガイドラインに基づく目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去3年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積の平均1割以上の面積を、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得る面積を目標とします。(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法、①関係機関との連携について、新規参入希望者からの農地の貸借、取得の相談に対して、担い手育成協議会の関係機関と連携し、随時、指導・助言を行う。②新規就農フェア等への参加について、関係機関と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加し、新規就農希望者の情報収集に努める。(3) 新規参入の促進の評価方法については、ガイドラインに基づく最適化活動の目標の設定等のとおりといたします。

第3、「地域計画」の目標を達成するための役割としまして、長崎市において策定された地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、長崎市農業委員会は次の役割を担っていきます。一つ目、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、二つ目、農家への声掛け等による意向把握、三つ目、地域計画で位置付けられた農業を担う者への農地の利用調整やマッチング、四つ目、農地中間管理事業の活用の働きかけ、最後に、地域計画の定期的な見直しへの協力、以上が、今回見直しをしようとする指針の案になります。なお、議案書6ページから11ページに新旧対象表を、12ページから15ページにガイドラインの内容を掲載した資料を添付しておりますので、御参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

○城戸推進委員 3ページの遊休農地を5年間で0にしますよという判断がよくわからないんですけども、これは、非農地判断で0にするものなのかあるいは、耕作するとカウントして0にするものなのかということと、余談で、地権者からもう管理がしきれない、国へ帰属したいと、それでお金を30万円とか話したんですけども、そのような取り組みもあったもんですから、この辺が0になってできるのかということが、よくわからないんですけども。

○農地係長 先ほどの質問ですけれども、今回、5年間で解消を図る対象となっている遊休農地は、ここに記載のとおり、緑区分の遊休農地ということで、利用状況調査でA分類になっている農地を5年間で解消しようということが目標になっております。かつ、A分

類全てではなくて、狭小であるとか、斜面地にあるとか、今後、農地として利用が見込めない分は、目標から外しておりまして、あくまでA分類の中でも、比較的条件がいい農地を対象に5年間で解消するという目標にしております。

○城戸推進委員 国への帰属の問題は、今明らかになっているのかですか。

○農地係長 直接法務局で、国への帰属の手続きをすることになっているんですけども。

○城戸推進委員 まだ、決定してなかったでしょう。

○農地係長 いや、決定して、今年の4月から始まっていて、数件、私たちも相談を受けているんですけども、直接こちらで取扱いをしていないものですから、委員がおっしゃったとおり、いくらか管理費を払わないといけないとか、そもそもその農地に権利的なもので問題がないとか、境界が確定されているかどうかとか、結構条件は厳しいらしいんですけども。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり見直すことに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、原案のとおり見直すことに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。本件は、多以良町の〇〇さんが所有する、多以良町の農地1筆301㎡について、佐世保市の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、高齢による農業経営の廃止のためであり、譲受人が隣接地へ転居予定であり、転居後耕作を始めるためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。畝刈小学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものであります。第4号の農作業常時従事要件は、農作

業常時従事日数は、3人で640日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野本推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に、私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で、露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第4号議案1番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、早坂町の〇〇さんが所有する早坂町の農地1筆について、通路として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、40年前から既に通路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ながさき出島道路料金所の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。赤枠で囲んだ部分が申請地で、申請地は、コンクリート舗装され、宅地への進入通路として使用しています。雨水・排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、村田推進委員から報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。7月13日に、私と山口委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、約40年ほど前から通路として転用を行ったものですが、これまで何ら問題もなく、周囲に隣接する農地もないことから、転用について

は特に問題ないと思われます。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き2ページを御覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆について、宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、昭和48年から既に宅地として使用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、平面図でございます。赤枠で囲んだ部分が、申請者の父が昭和48年に住宅を建築した際、隣接する形上町〇番の農地の一部に越境して住宅を建設した部分で、今回赤枠の部分に分筆し、申請がなされたものでございます。雨水につきましては、敷地内での自然浸透、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理を行います。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に、私と野中委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和48年に住宅を建設する際、隣接する農地に越境して住宅が建設されたものですが、周辺は宅地化が進み、隣接する農地も住宅への転用を予定しており、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを

御覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地3筆について、諫早市久山町の〇〇が、宅地造成の目的で申請が出されたものでございます。宅地造成目的の農地転用は、以前は認められておりませんでした。令和元年度から、建築条件付き販売予定地としての宅地造成が可能となっており、基本的には、建売住宅と同様の考え方で、契約がなされなかった区画につきましては、転用者実行者が住宅を建築するということが条件となっております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海地域センターの西側に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、概ね300メートル以内に琴海地域センターが存在する第3種農地に該当するものと判断されます。次が、配置計画図でございます。境界沿いにブロックを設置し、全面道路高で砕石を敷きならして、3区画の宅地を整備します。また、南側が農地と接していることから3mから5mの緩衝地を設け、住宅を配置する計画となっております。雨水・排水については、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、公共下水に放流する計画となっております。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に、私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、3区画の宅地造成を行うものですが、境界にブロックを設置して、現状の道路高で、採石敷による造成を行うため、土砂の流失は発生しません。また、雨水は道路側溝へ放流し、汚水は公共下水に放流するなど、転用については、特に問題ないと思われま。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番について御説明いたします。議案書は引き続き、3ページを御覧ください。本件は中里町の〇〇さんが所有する中里町の農地2筆、〇〇さんが所有する中里町の農地2筆について、〇〇が九州新幹線西九州ルートの建設工事に伴う恒久湧水対策農業用施設の管理用道路及び農業用施設管理用地として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、農用地区域内の農地であり、原則として転用が認められておりませんが、不許可の例外として、農業用施設であれば許可できるということになっております。次が、利用計画図でございます。青色の部分が〇〇さんの農地、赤色の部分が〇〇さんの農地となっております。黄色で着色している、当該地の上部に設置された農業用貯水槽の管理用道路及び給水ポンプ、給水スタンドを整備する計画となっております。雨水・排水につきましては、側溝を設置し既存道路側溝に放流し、汚水・雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田委員から報告をお願いします。

○増田委員 現地調査について御報告いたします。8月17日に、私と事務局とで現地確認を行いました。本申請はトンネル工事により発生した湧水対策として、貯水槽の管理用道路及び給水スタンドなどの恒久湧水対策用農業用施設を設置するものであり、地元の農業用

水を確保するために必要な施設であります。また、申請地については、地元地権者からの了承や、土地所有者の内諾を得られているほか、被害防除についても適切な計画が立てられており、転用については、特に問題なことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、諫早市多良見町の〇〇さんが所有する、野母崎樺島町の農地1筆610㎡について、野母崎樺島町の〇〇さんが5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,024㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。樺島漁港の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、柴原委員から報告をお願いします。

○柴原委員 現地調査について御報告いたします。7月13日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、すでに、なつたよりを植えておりました。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き4ページを御覧ください。本件は、高浜町の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地1筆315㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また今説明しました農地1筆315㎡について、5年間の賃貸借により、蚊焼町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、315㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を行っております。申請地につ

きましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。7月13日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、露地野菜を栽培しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、茂木町の〇〇さんが所有する田上3丁目の農地3筆3,400㎡について、長崎県農業振興公社が、10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆3,400㎡について、10年間の使用貸借により、田上3丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、24,350.55㎡となり、利用につきましては、ミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。国立長崎病院の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、村田推進委員から報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。6月15日に、私と山口委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、みかんの栽培を予定しています。現地の状況については、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、4番について、御説明いたします。議案書は引き続き5ページを御覧ください。本件は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆1,555㎡について、長崎県農業振興公社が、5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,555㎡について、5年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、32,817.13㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎明誠高校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、川添推進委員から報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に、私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きますして第6号議案5番と6番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。5番は、飯香浦町の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地1筆1,548㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,548㎡について、10年間の使用貸借により、高城台2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きますして、6番は、戸石町の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地2筆977㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆977㎡について、10年間の使用貸借により、高城台2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,515㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、峰委員から報告をお願いします。

○峰委員 現地調査について御報告いたします。8月8日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○山口会長職務代理者 6番の地番は、議案書では〇番となっており、写真は〇番となっておりますが、どちらが正しいですか。

○農地係長 失礼しました、〇番が正です。写真に記載しております、〇番が間違いでございます。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第7号議案1番の非農地判断の取消について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。7月の総会で、黒浜町の442筆、229,027㎡について、年次計画による非農地判断を行いました。①の表に記載しております、黒浜町546番と1,298番の2筆につきましては、現地調査の結果、非農地との判断を行っていましたが、直近の利用状況調査が耕作中であったため、再調査を実施したところ、敷地の一部に果樹の耕作を確認しましたので非農地判断の対象から除外するものでございます。なお、今後このようなことが起きないように、現地調査においては、特に一筆の面積が広い農地などについて、一部の耕作がないかどうかも含め慎重に確認し、非農地を判断することとしています。対象地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒浜港の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。こちらが○番、次が○番の拡大写真です。次が、現地の写真です。こちらが○番で、ビワが栽培されております。次が○番の写真で、ゆうこうが栽培されております。現地調査につきましては、柴原委員に報告をお願いします。

○柴原委員 現地調査について御報告いたします。8月1日に、私と事務局とで現地の再調査を行いました。黒浜町○番では、ビワが栽培されており、上にもカラス防除の線も引っ張ってあって、黒浜町○番には、ゆうこうの栽培を確認いたしました。2筆とも耕作されており、非農地判断からの除外が適当であると判断されます。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番の年次計画案件について御説明いたします。議案書の8ページから14ページにかけて掲載をしております。それでは、議案書14ページを御覧ください。14ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は以下宿町の292筆、183,988㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。以下宿町の全体の航空写真になります。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が、6枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、6枚ほどございます。現地の立ち合いは、令和5年6月9日に柴原委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第7号議案3番の個別案件について御説明いたします。議案書の15ページを御覧ください。15ページの表の下の方に集計しておりますが、申出件数が1件、合計筆数が3筆、合計面積が1,572㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

3番は、高知県高岡郡の○○さんが所有する松崎町の農地3筆で、面積は1,572㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。

株式会社光島の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が4枚ほどございます。現地調査につきましては、野本推進委員より報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に、私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○浦川推進委員 年次案件で、非農地判断としますよね。非農地判断した後、所有者には、非農地にしましたと連絡するんですか。

○農地係長 通常、総会が終わった後に、非農地になっていますということで、通知をいたします。それで、今回取消にしてある分なんですけれども、通知を出す前に再調査をして異議が生じたので、一旦この2名に関しては、先月分の通知は、今、保留にしております。今回御承認されれば除外を取り消すということで、本通知を送らないということにしたいと思っております。

○浦川推進委員 わかりました。

○議長 他にありませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、5件の届出がありました。続きまして、資料の2ページから3ページを御

覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、9件提出されました。続きまして、資料の4ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、1件提出されました。合計15件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○上川委員 常々思っていることを申し上げたいと思います。この報告事項の中で、事務局の専決なんですけれども、相続という項がありまして、相続は、現農業者が、息子さんか、代理人か誰かによって耕作をやめるということかと思いますが、実際相続された方が、農業をしている方なら結構ですけれども、農業をしていない、または誰かに貸している、そして、自分が耕作しないから荒れているということが、地域に多少ずつ増えつつあります。そのことに対して、事務局の対応、今後何かしようとか、届出を受けるときに何等かの指導をされているのかというふうに御質問を差し上げたいと思います。

○農地係長 相続をする際に、特にこちらから指導というものは行っておりません。今回ここに載っている分も経営を相続したということではなくて、あくまで登記上、相続登記が終わった分について、農地法上で届出をしないといけないというふうになっていますので、その分の届け出をいただいている状況になっております。

○上川委員 特に以前の人・農地プランの中で、特にこの相続を受けた土地に大変優良な農地があるんですね。そこが、譲り受けをされた方が、耕作をされないで、荒れてきていると、周りの農家にも迷惑をかけつつ、あるというのが見受けられますので、その辺、なんらかの事務局からの、相続される方に対しての申し入れを再度確認していただければと思っておりますが、いかがでしょう。

○農地係長 全ての農地について、そういった指導をするのは中々難しいかと思うんですが、委員がおっしゃられる通り、今後、地域計画等々を作っていく中で、当然その計画の中に入って残していかなければならないというような農地になる分については、中間管理機構への引継ぎであるとか、その辺をお伝えしていきたいと考えております。

○上川委員 よろしくお願いします。

○議長 他にありませんか。

— 意見等なし —

○議長 それでは、続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、8月10日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月

は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1 について、御説明させていただきます。その他の事項の資料の 1 ページを御覧ください。現在の購読部数は、先月の報告以降、2 件の新規申込がありましたので、現購読部数は 111 部となっております。目標達成に向けて御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、先月の総会の折にもお願いしておりましたが、新しい委員の皆さんのお手元に、緑色の購読申込書を配布させていただいております。強制ではありませんが、委員全員が購読することについて協力依頼があっておりますので、御購読について御検討いただき、購読いただける場合は用紙を農業委員会事務局に御提出ください。

続きまして、その他の事項 2 について御説明いたします。資料の 2 ページ及び 3 ページに、令和 5 年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。御自身の把握している活動日数と相違がある場合は、事務局まで御連絡ください。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

○農地係長 一つ、事務局からです。配付しております資料を御覧下さい。アンケート用紙の調査になっています。遊休農地対策といたしまして、昨年 4 月と 10 月の 2 回、各地区で実施をしております、遊休農地の解消に係る活動状況についてのアンケート調査を実施し、この活動事例の情報共有を図ることで、新たな遊休農地解消の活動に活用してきておりましたが、こうした中、三重地区では、地域コミュニティ連絡協議会の事業を活用し、新たな活用に取り組み始めたり、また来年に始まる新たな事業に向けまして、現在準備を行っているとの話を、先日、井川委員、野本推進委員から伺っております。また、7 月には委員の改選もあっておりますので、再度、各地区の活動事例についてアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。前回のアンケート調査後に新たに始めた活動や、今後やってみようと考えている活動、また、計画段階での活動でも結構ですので、アンケート調査に記入し、来月の総会時に提出をお願いしたいと考えております。また、2

枚目に各地区での活動事例を掲載しておりますので、参考にしていただいて、遊休農地の解消につながるような活動を広げていただけたらと考えております。以上でございます。

○議長 他に皆様から何かございませんか。

○城戸推進委員 — 東長崎地域（中尾地区）からのお知らせ —

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

○田中推進委員 先ほどの「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴う意見聴取についてということだったんですが、この概要を見ていると、各市町村が定めとなっているんですよ。それだったら、長崎県の各市町村の内容はどうか、長崎市がどういうレベルなのか、判断材料になるのではないかと思うんですけども。この書類をやらただけでは、我々も時間内にいいか悪いかの判断は、ちょっと難しいと思うんですよ。だから、これは、各市町のホームページなどに出ているのではないですかね。それらを先に見ておいてから判断したら、長崎市がどのような県内でのレベルなのかということもわかると思うんですけども、いかがでしょう。

○農政管理係長 すみません。所管課が退出していますので、確認したうえで御意見として伝える形でよろしいでしょうか。内容については、県内の他の市町の状況についてもう少し農業委員会にも提供して検討させていただきたいということで申し送りをして大丈夫でしょうか。

○田中推進委員 はい。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和5年9月、10月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 （行事予定のお知らせ）

○議長 ありがとうございます。それでは、これで8月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。